



社労士のつぶやき 68 コロナと助成金

先程も顧問先から問い合わせがありました。コロナによる休業補償です。以下、まとめておきます。

3月末の時点において、政府はコロナウィルス感染症による企業等への補償制度を大きく2つに分けて設けています。1つ目は、小学校等（保育園、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ、高校までの特別支援学校を含む）が休校等の措置を取ったため、仕事を休まなくてはならなくなった保護者（母親が主なターゲットで、20年2月27日～3月31日までの期間が対象で、延長される可能性あり）に対し事業所が給料を支給した場合、1日当たり最大8,330円を助成する制度です。もう一つは「雇用調整助成金」で、①コロナ対策等のため事業所を休業した②従業員を休ませつつ、平均賃金の60%以上を支給した③売上が前年同月より10%下落した、の要件を満たせば助成される、という制度です。同じ要件で2つとも申請することはできませんので、おそらく一つ目の休んだ従業員に支払った給与の助成か、二つ目の売上げが下がっても従業員の雇用を維持した事業所に対する助成か、のいずれかを選択することになります。

いずれにせよ、事業所にとって一番の問題はどちらも「給与を支払う」ことが前提となっていることです。そのためには、当たり前の話ですが現金を準備しなければなりません。つまり「資金繰り」が問題となります。また、税金についてはチラホラ「免除」がマスコミで流れていますが、社会保険料はそのような報道は全く流れていません。月末に口座から引き落とされる社会保険料分も準備しておかなくてはならないでしょう。

そうすると、今すぐ事業所が手掛けなければならないことは、4月に必要な現金（すぐに引き落とせる銀行口座も含む）を準備しておくことです。売上が下がって非常に厳しい状態だと思いますが、助成金の申請は早くても4月からになりますし、混み具合にもよりますが、入金はさらに遅れて軽く1か月以上かかると見越さなければなりません。取引している金融機関から、一刻も早く当面の運転資金を準備してもらうことが必要です。

コロナについても一つ肝心なことは、よく言われる通り「いつまで続くか」が全く読めないことです。日本が諸外国と同じように都市封鎖や外出禁止しても果たして収まるのか？特効薬はできるのか？果たして2か月後、私はどんな文章をここに書いているのでしょうか？

皆さん、お気をつけ下さい。私もですが。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

燃料カードの価格表【2020年4月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	129円
ハイオク	139円
軽油	112円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	128.0円
ハイオク	138.0円
軽油	106.0円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOSウイング)
レギュラー	123.5～125.5円	123.5～125.5円	110.5～112.5円
ハイオク	133.4～135.4円	133.4～135.4円	120.5～122.5円
軽油	106.8～108.8円	106.8～108.8円	87.4～89.4円

【価格は税抜】